

議案第60号

北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定により、北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和平

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和 41 年兵庫県指令地第 5017 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「西脇市 小野市」を「西脇市」に改める。

第 5 条第 1 項中「8 人」を「6 人」に改める。

第 7 条第 1 項中「3 人」を「2 人」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地方自治法第 286 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付けで小野市が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同条第 2 項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和 41 年兵庫県指令地第 5017 号）を変更することにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。